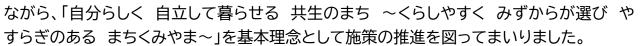
久 御 山 町 第4次障害者基本計画

令和3年3月 久 御 山 町

近年、障害福祉を取り巻く状況は大きく変化しており、課題等の 解消に向けた効果的な施策の推進が求められております。

ひと言に「障害」と言っても、その内容はさまざまであり、現代社会のストレスを要因とする精神障害や未だ原因が解明されていない発達障害など障害の多様化・複雑化はとどまるところを知りません。さらに、障害者及びその介護者の高齢化が進み、親亡き後の生活環境の整備や支援施策の充実が喫緊の課題となっております。

このような中、本町における障害福祉は、平成 10 年3月に策定した「久御山町障害者基本計画」の考えを第2次、第3次と継承し



さらにこの度、これまで同様に継続して実施していく施策に加えて、平成30年度に制定した「あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例」に基づく手話施策に関する内容を新たに盛り込んだ「久御山町第4次障害者基本計画(令和3年度~令和8年度)」を策定いたしました。

本計画では、障害の有無に関わらず、すべての人が安心して暮らしていけるまちづくりを 進めるとともに、障害のある人みずからの意思決定に基づく社会参加を促進し、自立した生 活を送ることができる社会をめざしていくこととしております。

また、各種サービスの充実を図り、保健・福祉・教育・生活環境等の連携強化に努めてまいります。

今後は、本計画に盛り込まれた各種施策の実効性を高めていくため、障害者福祉に係る あらゆる関係団体とのネットワークづくりや施策の充実につきまして、積極的に推進してま いりますので、住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました久御山町地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに貴重なご意見をいただきました住民の皆様及び関係団体の方々に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

久御山町長 信貴 康孝

目 次

| 第1節 計画策定の趣旨と背景 第2節 計画の位置づけ 第3節 計画期間 第2章 障害者を取り巻く状況と課題 第1節 本町の現状 1 人口の推移 第2節 障害者の状況 1 身体障害者の状況 2 知的障害者の状況 3 精神障害者数の状況 4 自立支援医療費受給者数の推移 5 特別支援学級の生徒数の推移 6 特別支援学校の生徒数の推移 7 難病患者数の推移 8 就労支援利用者数の推移 8 就労支援利用者数の推移 8 就労支援利用者数の推移 8 就労支援利用者数の推移 1 調査の目的 2 実施概要 3 配布・回収状況 4 調査の概要 | 23344789 |
|--|-----------------------|
| 第3節 計画期間 第2章 障害者を取り巻く状況と課題 第1節 本町の現状 1 人口の推移 第2節 障害者の状況 1 身体障害者の状況 2 知的障害者の状況 3 精神障害者数の状況 4 自立支援医療費受給者数の推移 5 特別支援学級の生徒数の推移 6 特別支援学校の生徒数の推移 7 難病患者数の推移 8 就労支援利用者数の推移 8 就労支援利用者数の推移 第3節 アンケートからみた障害者の実態 1 調査の目的 2 実施概要 3 配布・回収状況 | 2344 |
| 第2章 障害者を取り巻く状況と課題 | 344789 |
| 第1節 本町の現状 1 人口の推移 第2節 障害者の状況 1 身体障害者の状況 2 知的障害者の状況 3 精神障害者数の状況 4 自立支援医療費受給者数の推移 5 特別支援学級の生徒数の推移 6 特別支援学校の生徒数の推移 7 難病患者数の推移 8 就労支援利用者数の推移 第3節 アンケートからみた障害者の実態 1 調査の目的 2 実施概要 3 配布・回収状況 | 344789 |
| 1 人口の推移 | 3 4 7 8 9 |
| 第2節 障害者の状況 1 身体障害者の状況 2 知的障害者の状況 3 精神障害者数の状況 4 自立支援医療費受給者数の推移 5 特別支援学級の生徒数の推移 6 特別支援学校の生徒数の推移 7 難病患者数の推移 8 就労支援利用者数の推移 第3節 アンケートからみた障害者の実態 1 調査の目的 2 実施概要 3 配布・回収状況 | 4789 |
| 1 身体障害者の状況 2 知的障害者の状況 3 精神障害者数の状況 4 自立支援医療費受給者数の推移 5 特別支援学級の生徒数の推移 6 特別支援学校の生徒数の推移 7 難病患者数の推移 8 就労支援利用者数の推移 第3節 アンケートからみた障害者の実態 1 調査の目的 2 実施概要 3 配布・回収状況 | 4 8 8 |
| 2 知的障害者の状況 3 精神障害者数の状況 4 自立支援医療費受給者数の推移 5 特別支援学校の生徒数の推移 6 特別支援学校の生徒数の推移 7 難病患者数の推移 8 就労支援利用者数の推移 第3節 アンケートからみた障害者の実態 1 調査の目的 2 実施概要 3 配布・回収状況 | 7 8 8 9 |
| 3 精神障害者数の状況 | 8 8 9 |
| 4 自立支援医療費受給者数の推移 | 8 9 9 |
| 5 特別支援学級の生徒数の推移 | 9 9 |
| 6 特別支援学校の生徒数の推移 イ 7 難病患者数の推移 イ 8 就労支援利用者数の推移 イ 第3節 アンケートからみた障害者の実態 イ 1 調査の目的 イ 2 実施概要 イ 3 配布・回収状況 イ | 9 |
| 7 難病患者数の推移 6 8 就労支援利用者数の推移 6 第3節 アンケートからみた障害者の実態 7 1 調査の目的 6 2 実施概要 7 3 配布・回収状況 6 | |
| 8 就労支援利用者数の推移 第3節 アンケートからみた障害者の実態 2 実施概要 3 配布・回収状況 2 電の収状況 2 で 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 | 10 |
| 第3節 アンケートからみた障害者の実態 1 1 調査の目的 2 2 実施概要 3 | _ |
| 1 調査の目的 | Ю |
| 2 実施概要 | 11 |
| 3 配布•回収状况 | 11 |
| | 11 |
| 4 調査の概要 | 11 |
| | 11 |
| 第4節 久御山町第3次障害者基本計画の評価・検証2 | 21 |
| 第5節 久御山町の障害者基本計画の課題2 | 24 |
| 第3章 障害者施策の基本的考え方 | 25 |
| 第1節 基本的な考え方2 | 25 |
| 第2節 基本原則 | 26 |
| 第3節 基本目標と施策体系2 | 27 |
| 第4章 障害者施策の展開2 | 29 |
| 基本目標1 共生社会の実現と安心・安全なまちづくり2 | 29 |
| (1)権利擁護の推進2 | 29 |
| (2)差別の解消の推進2 | 29 |
| (3)行政サービスなどにおける配慮 | 30 |
| (4) バリアフリー化の推進 | 31 |
| (5) わかりやすい情報提供3 | 31 |
| (6)手話施策の推進3 | 32 |
| (7)防災・防犯対策の推進 | 3,3 |
| 基本目標2 地域における自立と切れ目のない支援 | 70 |
| (1)障害のある子どもへの支援体制の強化3 | |

| | (2 |)障害福祉サービスの充実 | .36 |
|----|-----|------------------------|-----|
| | |)保健・医療の充実 | |
| | (4 |)相談支援の連携・強化 | .38 |
| 基 | 本目 | 標3 教育の充実と活躍できる機会の創出 | .39 |
| | (1 |)教育環境の充実 | .39 |
| | (2 |)スポーツ・文化活動・交流活動の促進 | .40 |
| | |)雇用・就労などの促進 | .41 |
| 第5 | 章 | 計画の推進 | .43 |
| 第 | [1節 | 計画の推進体制の確立 | .43 |
| 第 | [2節 | 地域連携の強化 | .43 |
| 資 | 料 | 編 | .44 |
| | 1 | 久御山町地域自立支援協議会設置要綱 | .44 |
| | 2 | 久御山町手話施策推進方針 | .46 |
| | 3 | 久御山町手話施策推進方針に基づき実施する取組 | .47 |
| | 4 | 用語説明一覧 | .49 |

参考:コラムの掲載について ------

本計画書には、計画の内容に関連した情報を『ミニ掲示板』としてコラムを掲載しています、 是非ご覧ください。

【該当ページ】

| P26 | SDGsって何? |
|------|-----------------|
| D 00 | 手話教室 |
| 1 04 | 久御山町の避難場所 |
| P42 | 久御山町の福祉事業所(就労系) |

●本計画書に掲載する図表について

- ※掲載する図表は、アンケート調査結果、各種統計(住民基本台帳、住民福祉課 等)データを用いて作成しています。
- ※掲載する図表の一部は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

第1章 計画の策定について

第1節 計画策定の趣旨と背景

本町では、平成 28 年から令和2年までの5年間を計画期間とする、「久御山町第3次障害者基本計画」を策定し、「自分らしく 自立して暮らせる 共生のまち」を基本理念として、取組を進めてきました。

わが国の総人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)は、平成 28 年に 27.3%(総務省「人口推計」平成 28 年 10 月1日(確定値))となる中で、昭和 45 年は3割程度だった在宅の身体障害者のうちの高齢者の割合は、平成28 年に7割程度まで上昇しています。また、近年多発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等、障害者を取り巻く生活環境は刻々と変化しています。

こうした中、平成28 年に障害者に対する社会的障壁の除去や合理的配慮の提供の考え方が明記された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国は平成30年に、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者基本計画(第4次)」を策定しています。

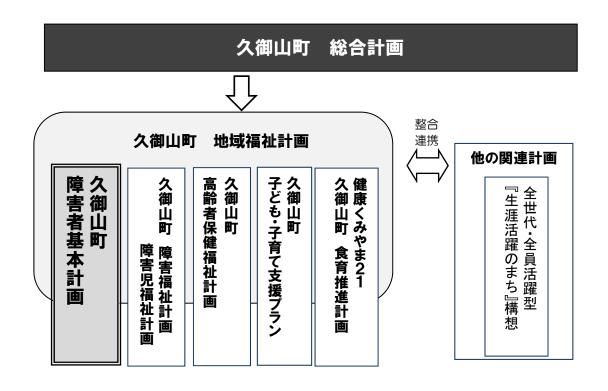
京都府では、平成 30 年に「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」を制定し、障害のあるなしに関わらず、府民誰もが相互に人格と個性を尊重し合い支え合う共生社会の実現に向けた仕組みづくりを進め、令和元年に障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第4期京都府障害者基本計画」を策定しています。

本町においても、手話に対する理解と手話の広がりをもって、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、平成30年に「あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例」を施行しました。さらに令和2年には、「全世代・全員活躍型(生涯活躍のまち)構想~夢いっぱいコンパクトタウンくみやまCCAC構想~」を策定し、障害者を含め、誰もが「居場所」と「役割」をもってつながり、久御山モデルの「地域共生社会」の実現をめざしたまちづくりを進めています。

こうした制度や国、府の動きを含めた障害者福祉を取り巻く状況の変化に対応するため、また「持続可能な開発目標(SDGs)」がめざす「誰一人取り残さない」社会の実現につながる新たな計画として、「久御山町第4次障害者基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

「久御山町第4次障害者基本計画」は、障害者基本法第 11 条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)として位置づけられるものであり、本町における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。



第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

住民ニーズや社会情勢、制度、環境の変化に応じ、必要な場合は、他の計画との整合を図りながら見直していくこととします。

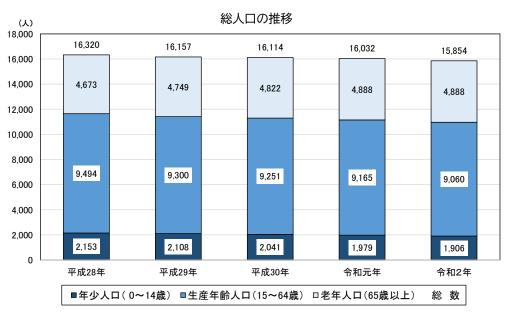
| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
|-------------------------|-------|-------|-------|---------------------|-------|--|
| 久御山町第4次障害者基本計画 | | | | | | |
| 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 | | | | 7期障害福祉計 3期障害児福祉計 | | |

第2章 障害者を取り巻く状況と課題

第1節 本町の現状

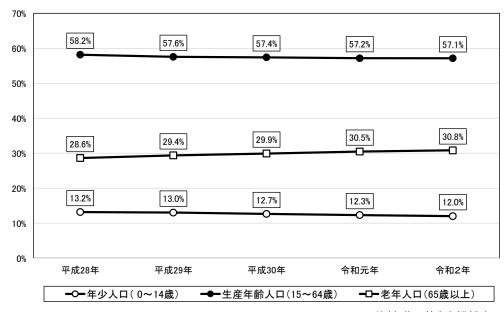
1 人口の推移

本町の人口は、平成 28 年から令和2年までの4年間で約 450 人減少しています。また、年少人口比率が平成 28 年から令和2年には 1.2 ポイント減少しているのに対し、老年人口比率は同期間に 2.2 ポイント増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料:住民基本台帳(各年3月31日)

年齢3区分の人口比



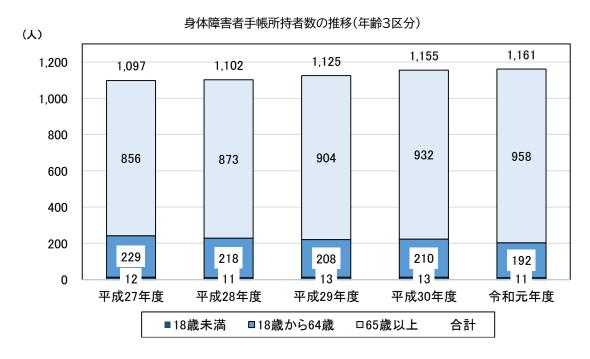
資料:住民基本台帳(各年3月31日)

1 身体障害者の状況

1 年齢別状況

身体障害者手帳所持者数は過去4年間増加しており、令和元年度には 1,161 人となっています。65 歳以上の高齢者は、令和元年度では全体の 82.5%となっています。

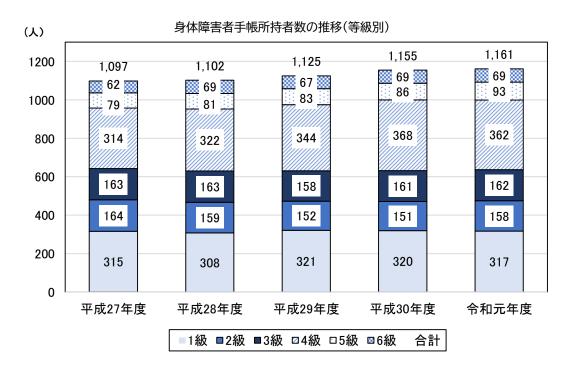
全体の数が増加傾向の中で、18 歳未満は 10 人程度で推移しています。18 歳から 64 歳は減少傾向で、平成 27 年度から令和元年度の4年間で、37 人減少しており、全体に占める割合は 4.4 ポイント減少しています。一方で、65 歳以上は増加傾向にあり、同期間で 102 人増加しており、全体に占める割合は、4.5 ポイント増加しています。



平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 18歳未満 1.1% 1.0% 1.2% 1.1% 0.9% 18歳から64歳 19.8% 18.5% 18.2% 20.9% 16.5% 65歳以上 78.0% 79.2% 80.4% 80.7% 82.5% 合計 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0%

2 等級別状況

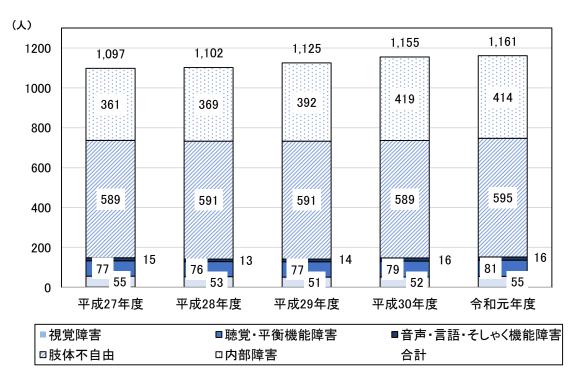
等級別では、1級から4級で全体の約9割を占めており、その中でも、1級と4級の占める割合が高くなっています。1級は310人から320人程度で推移していますが、4級は、増加傾向で、平成27年度から令和元年度までの4年間で48人増加しています。



| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1級 | 28.7% | 27.9% | 28.5% | 27.7% | 27.3% |
| 2級 | 14.9% | 14.4% | 13.5% | 13.1% | 13.6% |
| 3級 | 14.9% | 14.8% | 14.0% | 13.9% | 14.0% |
| 4級 | 28.6% | 29.2% | 30.6% | 31.9% | 31.2% |
| 5級 | 7.2% | 7.4% | 7.4% | 7.4% | 8.0% |
| 6級 | 5.7% | 6.3% | 6.0% | 6.0% | 5.9% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

③ 種類別状況

障害の種類別にみると、肢体不自由及び内部障害(心臓機能障害・腎臓機能障害・肝臓機能障害・呼吸器機能障害・膀胱及び直腸機能障害・小腸機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)の占める割合が高く、全体の約9割となっています。肢体不自由のみで5割以上となっています。



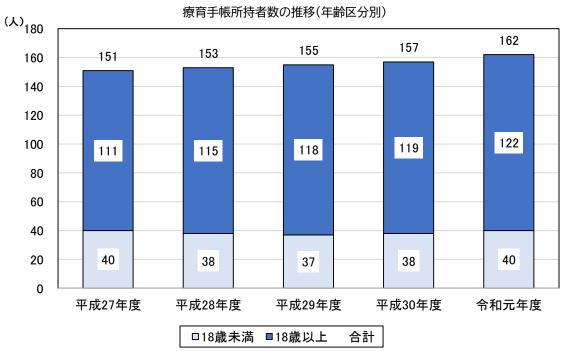
身体障害手帳所持者数の推移(種類別)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 視覚障害 | 5.0% | 4.8% | 4.5% | 4.5% | 4.7% |
| 聴覚•平衡機能障害 | 7.0% | 6.9% | 6.8% | 6.8% | 7.0% |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 1.4% | 1.2% | 1.2% | 1.4% | 1.4% |
| 肢体不自由 | 53.7% | 53.6% | 52.5% | 51.0% | 51.2% |
| 内部障害 | 32.9% | 33.5% | 34.8% | 36.3% | 35.7% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

2 知的障害者の状況

1 年齢別状況

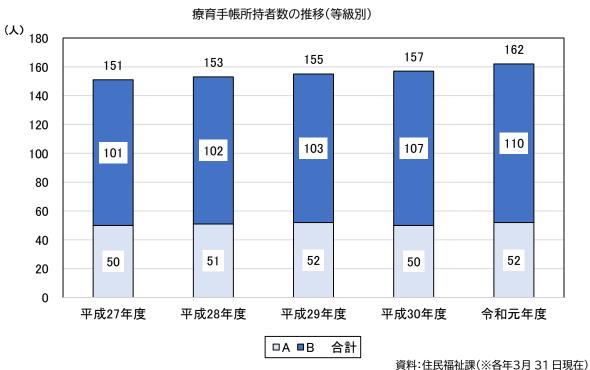
療育手帳所持者数は、全体では増加傾向になっています。18 歳未満はほぼ横ばいで推移して いますが、18歳以上が増加傾向になっています。



資料:住民福祉課(※各年3月31日現在)

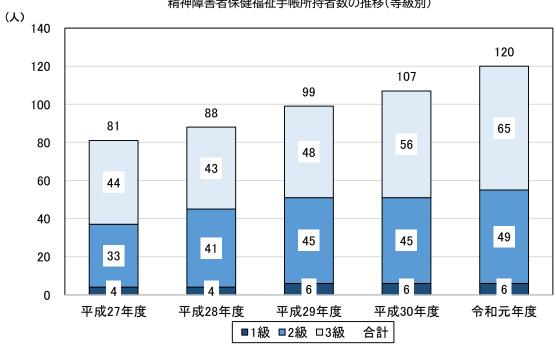
2 等級別状況

等級別でみると、「B」がわずかながら増加傾向で推移しています。



3 精神障害者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しています。平成 27 年度から令和元年 度までの4年間でみると、2級及び3級は増加傾向となっています。



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)

資料:住民福祉課(※各年3月31日現在)

自立支援医療費受給者数の推移 4

更生医療は平成 28年度以降、減少に転じ、令和元年度に再び増加となっています。 育成医療は、減少傾向で推移しています。

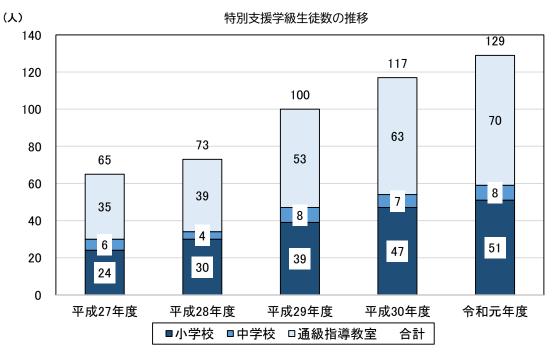
精神通院医療は、わずかながら増加の傾向となっています。

(単位:人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 自立 | 支援医療制度 | | | | | |
| | 更生医療 | 79 | 91 | 77 | 63 | 73 |
| | 育成医療 | 5 | 1 | 2 | 1 | 3 |
| | 精神通院医療 | 214 | 217 | 208 | 210 | 223 |

5 特別支援学級の生徒数の推移

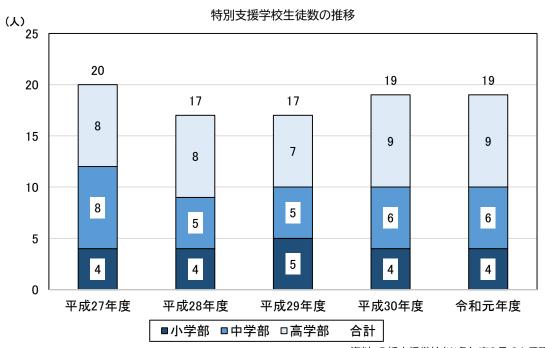
特別支援学級の生徒数は、増加傾向となっており、平成 27 年度から令和元年度までの4年間で、小学校及び通級指導教室で、増加傾向となっています。中学校は、微増となっています。



資料:学校教育課(※各年度3月31日現在)

6 特別支援学校の生徒数の推移

特別支援学校の生徒数は、わずかな増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

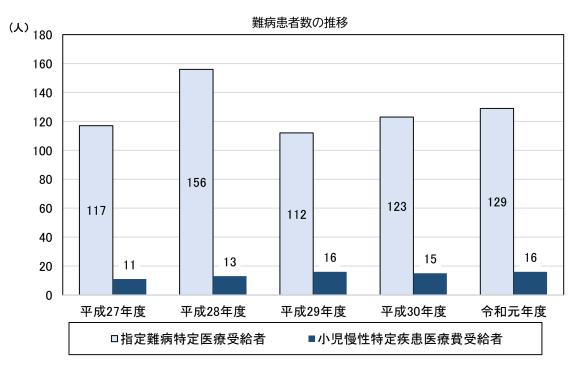


資料:八幡支援学校(※各年度3月31日現在)

7 難病患者数の推移

「指定難病特定医療受給者」は、平成 28 年度に 156 人と、大きく増加しましたが、平成 29 年度には 112 人に減少、以降わずかに増加傾向となっています。

「小児慢性特定疾患医療費受給者」は、平成29年度までは増加傾向でしたが、以降は一定で推移しています。



資料:山城北保健所(※各年度3月31日現在)

8 就労支援利用者数の推移

就労系利用者は、平成27年度から令和元年度までの4年間で1ポイント利用率が減少しています。

| | 利用者総数 | 就労系 | | 内訳 | | 率 |
|--------|-------|-----|-----|-----|------|------|
| | 们用省心致 | 利用者 | 就労A | 就労B | 就労移行 | (%) |
| 平成27年度 | 120 | 34 | 7 | 21 | 6 | 28.3 |
| 平成28年度 | 118 | 35 | 8 | 23 | 4 | 29.7 |
| 平成29年度 | 109 | 28 | 10 | 17 | 1 | 25.7 |
| 平成30年度 | 114 | 31 | 14 | 16 | 1 | 27.2 |
| 令和元年度 | 121 | 33 | 13 | 18 | 2 | 27.3 |
| 合計 | 582 | 161 | 52 | 95 | 14 | 27.7 |

資料:住民福祉課 障害福祉サービス登録者台帳

(※各年度3月31日現在)

第3節 アンケートからみた障害者の実態

1 調査の目的

本調査は、障害者の生活や福祉サービスの利用状況及びご意見をお伺いし、令和2年度改定を予定している「久御山町第4次障害者基本計画」等の基礎資料とするほか、今後久御山町が障害者福祉施策を進める際の参考とするために行いました。

2 実施概要

| 調査対象 | 町内在住の障害者手帳所持者 |
|---------|---------------|
| 調査基準日 | 令和2年2月1日 |
| 調査実施時期 | 令和2年3月 |
| 配布•回収方式 | 郵送配布•回収 |

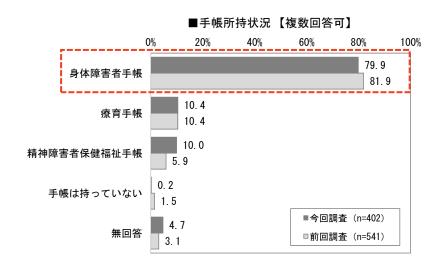
3 配布・回収状況

| 配布数 | 回収数 | 総回収率 |
|------|------|-------|
| 801票 | 402票 | 50.2% |

4 調査の概要

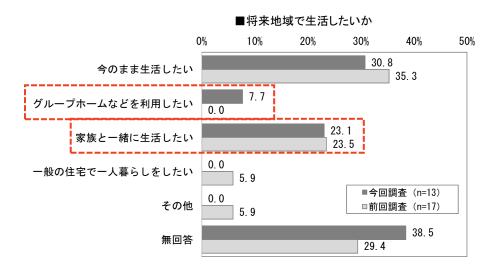
① 回答者の属性

〇手帳所持の状況は、身体障害者手帳を持っている人が約8割で最も多くなっています。 精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、前回より4.1ポイント増加しています。

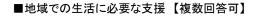


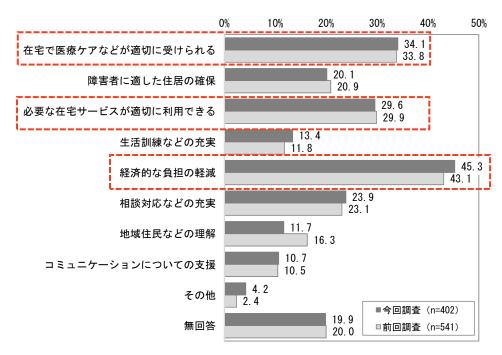
② 現在の生活について

○障害者支援施設や高齢者福祉施設で生活している人で将来「家族と一緒に生活したい」と回答 した人が約2割となっています。また、「グループホームなどを利用したい」が、前回調査よ り5ポイント以上増加となっています。



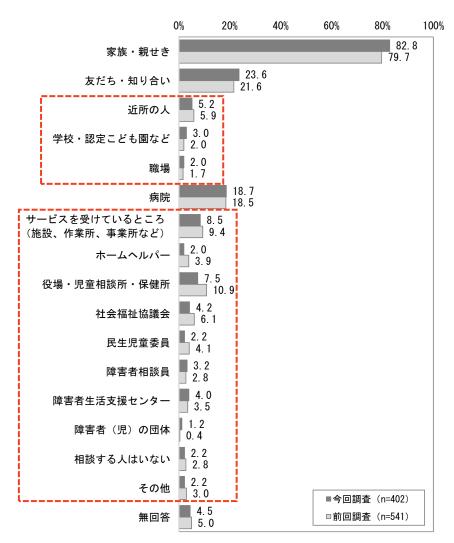
○地域で生活するためにあればいいと思う支援は、「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで 「在宅で医療ケアなどが適切に受けられる」、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」の順 になっています。





○悩みや困ったことを相談する相手としては、「家族・親せき」、「友だち・知り合い」、「病院」 以外は1割未満となっています。

■悩みや困ったことの相談相手【複数回答可】



〇障害があるために差別や偏見を感じることがある人が約2割となっており、前回調査よりは減少しています。

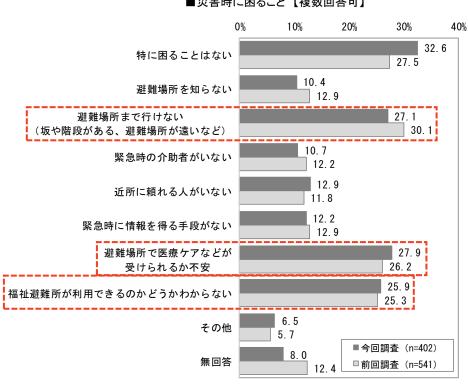
■日常において、差別や偏見を感じるか 30% 40% 4. 2 よく感じる 5. 7 19.4 ときどき感じる 22. 9 33.6 ほとんど感じない 32. 7 31.6 まったく感じない 25.5 ■今回調査 (n=402) 11.2 無回答 □前回調査(n=541) 13.1

課題

- ★在宅サービスの充実や障害者に配慮した住居の確保等、住み慣れた地域で安心して生 活できる環境の整備が必要です。
- ★親族だけでは解決が難しいこともあります。相談先の周知が必要です。
- ★差別や偏見を感じることがある人は、前回調査より減少していますが、引き続き障害 や障害者への理解促進を図る必要があります。
- ★個々に応じた適切な支援が受けられるよう、相談支援事業の充実が必要です。

③ 安全・安心について

○災害時に困ることは、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」、「避難場所まで行けな い(坂や階段がある、避難場所が遠いなど)、「福祉避難所が利用できるのかどうかわからな い」が約3割となっています。また、「避難場所を知らない」人が約1割となっています。



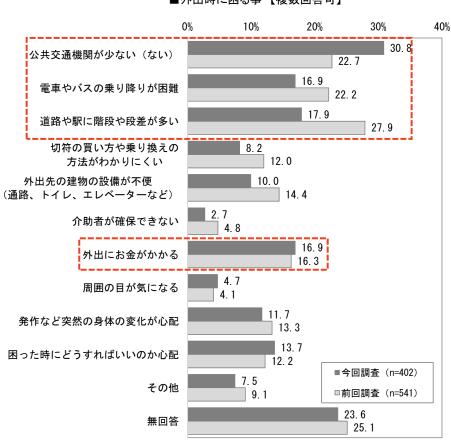
■災害時に困ること【複数回答可】

課題

★地域住民と協働で避難場所の確認や防災訓練等、災害時への不安を軽減する取組や、 災害時における障害者への避難所や福祉避難所での対応の準備の充実が必要です。

4 外出について

○外出時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」、「電車やバスの乗り降りが困難」、「外出にお金がかかる」となっています。前回調査と比べると「公共交通機関が少ない(ない)」が5ポイント以上増加となっています。



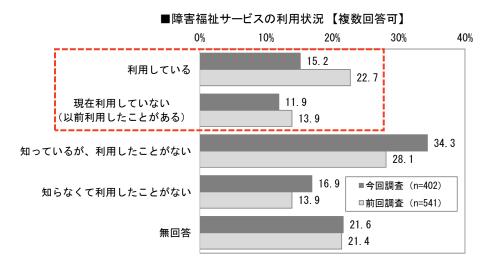
■外出時に困る事【複数回答可】

課題

★外出支援をすることは、障害者の社会参加や住み慣れた地域での生活利便性の向上にも つながります。この課題は障害者施策だけでなく、町全体の課題でもありさまざまな交通 手段の検討が必要です。

障害福祉サービス等について

〇障害福祉サービスを利用している人(利用していた人)は約3割となっています。前回調査と 比べると約 10 ポイント減少しています。

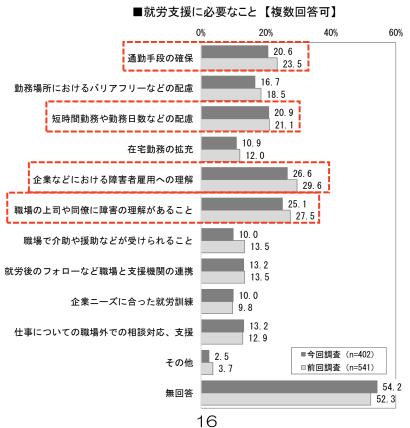


課題

★障害福祉サービスの内容や手続き方法の周知を充実させていくことが必要です。

仕事について

○障害者の就労支援として必要だと思うことは、「企業などにおける障害者雇用への理解」が最 も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数などの 配慮」、「通勤手段の確保」の順になっています。



課題

★障害者の働きやすい環境をつくっていくには、職場の障害や障害者に対する理解促進が必要です。

⑦ 通院医療について

〇通院で困っていることとしては「待ち時間が長い」と「医療費や交通費の負担が大きい」が多くなっています。

20% 10% 30% 40% 50% 40.7 特に困っていない 45.7 体調が悪くて通院できないことがある 2. 5 通院するときに手助けしてくれる人がいない 4. 6 専門的な治療を行う病院が身近にない 6. 2 2. 5 専門的なリハビリができる施設が身近にない 3. 2 0.6 病気やけがのときに受け入れてくれる病院がない 0.2 2. 2 気軽に診てくれる医師がいない 障害が理由で治療が受けにくい 0.9 18.5 医療費や交通費の負担が大きい 18. 2 5. 2 緊急の時に受け入れてくれる医療機関が近くにない 5.3 26. 5 待ち時間が長い 25. 1 5. 2 その他 4.4 ■今回調査 (n=324) 10.5 □前回調査 (n=435) 無回答 14.0

■通院時に困っていること【複数回答可】

課題

★「待ち時間が長い」や「医療費や交通費の負担が大きい」といったことは町の施策として改善していくのは難しい面もあります。このアンケート結果の情報を医療機関と共有し、できることから対策を検討することが必要です。

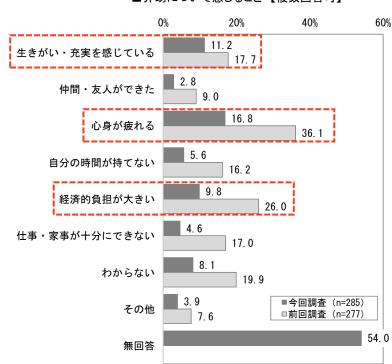
⑧ 介助者について

〇主な介助者は "65歳以上"が約3割、"18歳~64歳"が約2割となっています。

0% 20% 30% 40% 50% 60% 10% 0.0 ■今回調査 (n=285) 18歳未満 0.3 □前回調査 (n=306) 22. 1 18歳~64歳 47.4 31.2 65歳以上 52.3 46.7 無回答

■介助者が親族の場合の、介助者の年齢

〇介助について感じていることは、「心身が疲れる」が最も多く、次いで「生きがい・充実を感じている」、「経済的負担が大きい」の順になっています。



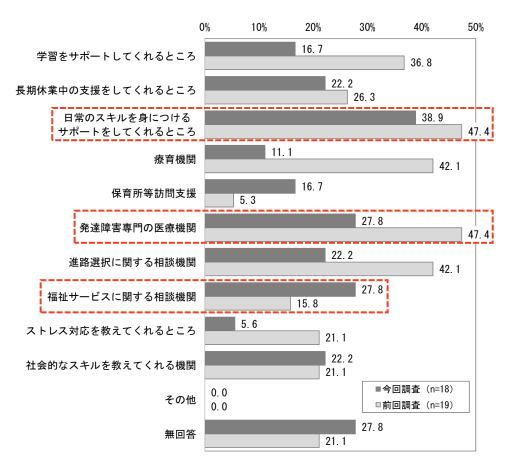
■介助について感じること【複数回答可】

課題

★障害当事者への支援の充実を図るとともに、介助者の負担を軽減するなどの支援の充実 を図ることが必要です。

9 療育・保育について【18歳未満の人限定】

○求める療育・保育に関する支援は、「日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ」 が最も多く、次いで「発達障害専門の医療機関」と「福祉サービスに関する相談機関」の順に なっています。



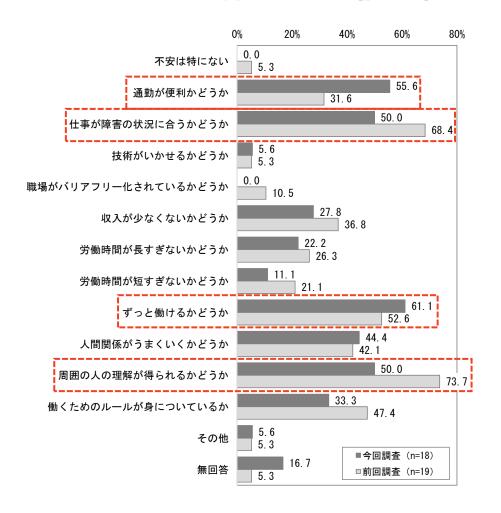
■療育・保育に必要な支援 【複数回答可】

課題

★相談支援や、子ども一人ひとりにあった療育・保育支援の充実が求められています。

① 仕事について【18歳未満の人限定】

○仕事への不安は、「ずっと働けるかどうか」が最も多く、次いで「通勤が便利かどうか」、「仕事が障害の状況に合うかどうか」と「周囲の人の理解が得られるかどうか」の順になっています。



■将来、仕事をするときの不安なこと【複数回答可】

課題

★就労への不安を少しでも軽減できるよう関係機関との連携を図るとともに相談体制 の充実、情報提供の充実が求められています。

第4節 久御山町第3次障害者基本計画の評価・検証

◆計画の進捗評価

1 評価の方法

具体の評価にあたっては、62の施策・事業を、次の3つの評価基準で点数化。

※「計画通り実施=10点」「一部実施=5点」「未実施=0点」

さらに、4つの基本目標や13の基本施策といった、より上位の枠組みで平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。(※平均値が高いほど良い評価となる)

【参考: 久御山町第3次障害者基本計画の構造】

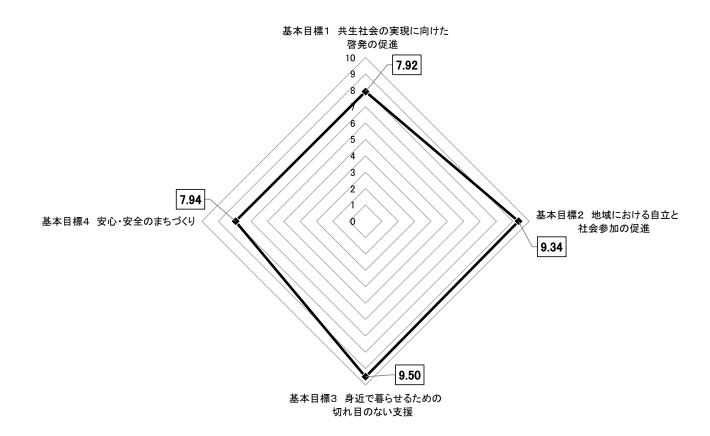
| 基本目標 | 基本施策 | 施策• |
|--------------------------|----------------------|-----|
| 1 共生社会の実現に向けた 啓発の促進 | (1)差別の解消・権利擁護の推進 | 3 |
| | (2)広報・啓発活動の推進 | 5 |
| 2 地域における自立と 社会参加の促進 | (1)障害のある子どもへの支援体制の強化 | 4 |
| | (2)教育環境の充実 | 5 |
| | (3)スポーツ・文化活動・交流活動の促進 | 6 |
| | (4)雇用・就労などの促進 | 4 |
| 3 身近で暮らせるための 切れ目のない支援 | (1)障害福祉サービスの充実 | 10 |
| | (2)保健・医療の充実 | 6 |
| | (3)相談支援の連携・強化 | 4 |
| 4 安心・安全のまちづくり | (1)バリアフリー化の推進 | 4 |
| | (2)わかりやすい情報提供 | 3 |
| | (3)防災・防犯対策の推進 | 7 |
| | (4)行政サービスなどにおける配慮 | 1 |

2 計画全体、基本目標、基本施策ごとの進捗評価

| 評価対象 | 平均値 |
|---------------|------|
| 計画全体(全取組の平均値) | 8.87 |

- ○計画全体の評価の平均値は8.87(概ね「計画通り実施」の水準)となっています。
- ○基本目標の評価は、「基本目標3 身近で暮らせるための切れ目のない支援」が 9.50 と最も 高い評価結果となっています。また、「基本目標2 地域における自立と社会参加の促進」が 9.34 と全体の平均値を上回っています。
- 〇一方で、「基本目標1 共生社会の実現に向けた啓発の促進」「基本目標4 安心・安全のまちづくり」は全体の平均値を下回っています。

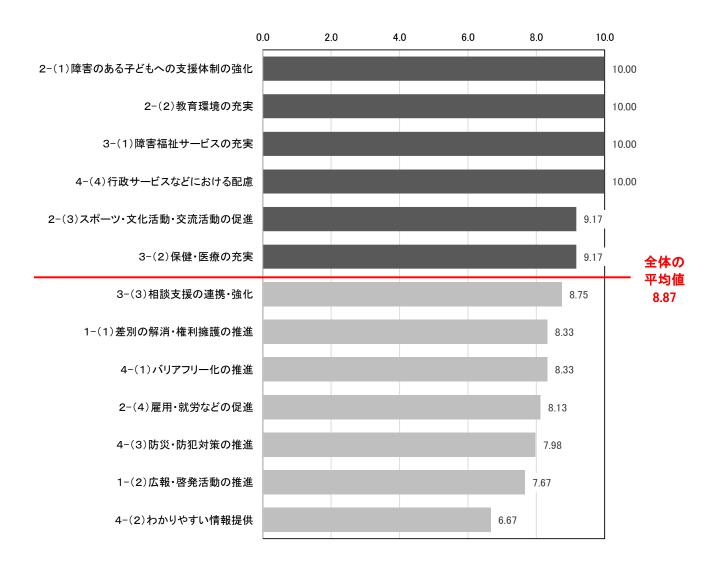
<基本目標の評価>



〇基本施策ごとの評価としては、「2-(1)障害のある子どもへの支援体制の強化」をはじめと した4つの基本施策で施策・事業の評価の平均値が 10.00 と最も良い評価となっています。 またそれらを含めた6つの基本施策が計画全体の平均値を上回っています。

一方で、「4-(2) わかりやすい情報提供」をはじめ、7つの基本施策の施策・事業の平均値が、計画全体の平均値を下回っています。

<基本施策ごとの評価>



※グラフの「1-(1)」等は、先頭の数字が『基本目標』、後の数字が『基本施策』を表す

第5節 久御山町の障害者基本計画の課題

ニーズ調査結果等から次の4つの枠組みで課題を整理しています。

(1) 共生社会実現に向けた啓発の促進に関する課題等

- ◆障害に対する差別や偏見を感じる人は前回よりも減少していることから、引き続き理解促進を 図ることが必要です。(※アンケート調査より)
- ◆障害者支援の理解を深めるために、障害のある人が一緒に活動する等、さらなる啓発を図る必要があります。(※関係団体アンケートより)
- ◆「共生社会の実現に向けた啓発の促進」は計画進捗評価の中で最も評価点が低かったため、施 策への取組を促進していく必要があります。(※計画の評価・検証より)

(2) 地域における自立と社会参加の促進に関する課題等

- ◆特別支援学級の生徒数が増加傾向にあることから、引き続き教育環境の整備等が必要です。 (※統計データより)
- ◆障害のある人への理解が不足している点や、受け入れ施設が少ないといった点から、理解促進及び受け入れ施設の増加を図ることが必要です。(※関係団体アンケートより)
- ◆就労支援では職場の理解や配慮が求められていることから、障害者が働きやすい環境づくりの ための職場の理解促進を図ることが必要です。(※アンケート調査より)
- ◆求められている療育・保育に関する支援では、子ども一人ひとりにあった療育・保育支援や相談支援の充実が求められています。(※アンケートの調査より)
- ◆多様な人が集う場での出会いや、町内の企業への就業の機会をもっと増やす必要があることから、関係機関の協力を得ながら、長期的な視点での取組が必要です。(※関係団体アンケートより)

(3) 身近で暮らせるための切れ目のない支援に関する課題等

- ◆難病患者数は、一定で推移していることから、引き続き対策及び支援の充実が求められます。 (統計データより)
- ◆相談相手は、家族や親せきの割合が高くなっていることから、相談先の周知及び相談窓口の充実が求められています。(※アンケート結果より)
- ◆障害者が遠慮なく相談できる環境が求められていることから、相談環境の充実や周知を行うと ともに、ひきこもりになっている人への相談支援場所が求められています。
 - (※関係団体アンケートより)

(4) 安心・安全のまちづくりに関する課題等

- ◆災害発生時の避難や避難先での不安を解消するために、災害時の対応の準備が必要です。 (※アンケート結果、関係団体アンケートより)
- ◆誰もが住みやすい施設づくりが求められていることから、さらなるバリアフリー化の推進及び 充実が求められています。(※関係団体アンケートより)
- ◆わかりやすい情報提供の取組の評価が低い点から、より一層推進していく必要があります。 (計画の評価・検証より)

第3章 障害者施策の基本的考え方

第1節 基本的な考え方

(1)基本理念

本町では基本理念に基づき、障害の有無に関わらず、すべての人が安心・安全に暮らせるような、みんなにやさしいまちづくりを推し進めてきました。

本計画でも障害のある人が必要な支援を受けながら、みずからの決定に基づき社会に参加し、自己実現できるような社会にしていくことが基本的な考え方です。基本理念及び4つの考え方を踏襲しつつ、その実現・充実を図ることで、障害の有無に関わらず、身近な地域で社会参加し、自立した生活を送ることができる社会をめざします。

本町では、行政、障害者団体、各種関係機関、地域住民など町全体で連携・協働し、障害のある 人の社会参加と自立できる社会に向けて次の基本理念を掲げます。

【基本理念】

「自分らしく 自立して暮らせる 共生のまち」

~く らしやすく み ずからが選び や すらぎある ま ちくみやま~

【考え方】基本理念を実現させるために、次の4つの考え方により、障害者にとって充実した、住みよい 町をめざします。

①ノーマライゼーション

障害のある人が社会の一員として、普通の 生活を送り、活動できる社会をめざすという 考え方

<u>③ユニバーサルデザイン</u>

「すべての人のためのデザイン」を意味し、 年齢や障害等に関わらず、あらゆる人が利 用しやすいように都市、生活環境をデザイ ンするという考え方

②リハビリテーション

単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、ライフステージのすべての段階で、障害のある人が人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加できるようにすることを目的としている考え方

4インクルージョン

必要な援助や支援を受けて、一人ひとりの ニーズに合った生活を送ることができるよ う、障害のある人を地域社会の中で包み 込みともに支えていくという考え方

第2節 基本原則

①利用者本位の支援

多様な障害者のニーズに対応するため、一人ひとりのライフステージに応じた総合的で適切な支援 を図ります。

また、公的なサービスをはじめとした多様なサービスの中から当事者が望むものを自分自身で選び、 自己実現や地域社会への参加につながるよう条件整備を行います。

②地域での自立と共生

身近な地域において自立と共生をめざし、障害のある人が自分の意思により、日常生活における相談支援や就労、教育など社会生活において、自分らしく、その地域で暮らせるよう努めます。

また、適切なサービス体制を構築するため、近隣市町をはじめ、関係機関等の協働により施策を展開します。

③すべての人に住みよいまちづくりの推進

自由に活動し、生き生きと生活できる社会を実現していくために情報・心理・建物・交通機関等、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を積極的に推進します。社会のバリアを除去・軽減していくために合理的配慮にも取り組んでいきます。また、ユニバーサルデザインの考え方を導入したものづくりを推進するとともに、災害時における体制の整備等、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

※合理的配慮の例

- ●車いすを利用する人も使いやすいようにスロープの設置をする。
- ●窓口で障害のある人の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(手話、筆談 読み上げなど)の対応をする。
- ●広報紙等の点字作成

ミニ掲示板

◆SDGs(エス・ディー・ジーズ)って何?◆

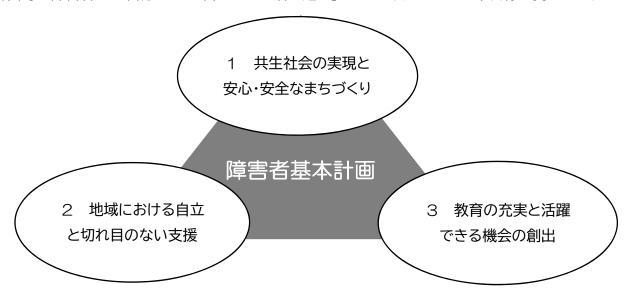
Sustainable Development Goalsの略で、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」として、2030年までによりよい世界をめざすという国際目標で、17のゴール(目標)と169のターゲットで構成されています。

詳しくは、国際連合広報センターのHPをご覧ください。

URL: https://www.unic.or.ip

第3節 基本目標と施策体系

久御山町の障害者が、「自分らしく、自立した生活を送る」ために、次の3つの基本目標を掲げます。



基本目標1 共生社会の実現と安心・安全なまちづくり

障害に対する理解・啓発を促進し、お互いに理解を深め、誰もが社会の一員として地域で生活できる環境をめざしていきます。また、バリアフリーの推進など、安心して生活できる環境の整備や、災害時の対応など地域全体で協力し安全に暮らせるまちをめざしていきます。

基本目標2 地域における自立と切れ目のない支援

身近な地域で障害の有無に関わらず、当事者が自立し、社会参加できる環境をめざします。 子どもへの支援体制、障害福祉サービス、保健・医療、相談支援の4つの柱により、安心して 日々の暮らしを続けられるように環境を整えることで、自立した地域生活を総合的に支援してい きます。

基本目標3 教育の充実と活躍できる機会の創出

学校での福祉教育、交流活動に積極的に参加できる環境整備を推進していきます。また、障害のある人が継続して就労できる環境や、その人らしく暮らすことができるよう、事業所との情報交換や連携を図りながら、社会で活躍できる機会づくりを進めていきます。

【基本理念】

「自分らしく 自立して暮らせる 共生のまち」

~く らしやすく み ずからが選び や すらぎある ま ちくみやま~

| 【施策体系】 | | | | |
|------------------------|----------------------|--|--|--|
| 基本目標 | 施策の方向 | | | |
| | (1)権利擁護の推進 | | | |
| | (2)差別の解消の推進 | | | |
| | (3)行政サービスなどにおける配慮 | | | |
| 1 共生社会の実現と 安心・安全なまちづくり | (4)バリアフリー化の推進 | | | |
| 2.5. 21.66(32 (3 | (5) わかりやすい情報提供 | | | |
| | (6) 手話施策の推進 | | | |
| | (7)防災・防犯対策の推進 | | | |
| | (1)障害のある子どもへの支援体制の強化 | | | |
| 2 地域における自立と切れ目のない支援 | (2)障害福祉サービスの充実 | | | |
| 2 地域における自立と切れ自のない文法 | (3)保健・医療の充実 | | | |
| | (4)相談支援の連携・強化 | | | |
| | (1)教育環境の充実 | | | |
| 3 教育の充実と活躍できる機会の創出 | (2)スポーツ・文化活動・交流活動の促進 | | | |
| | (3)雇用・就労などの促進 | | | |

第4章 障害者施策の展開

基本目標1 共生社会の実現と安心・安全なまちづくり

(1)権利擁護の推進

施策の方向

当事者の権利擁護を図るため、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの周知を進め、財産保全や契約行為の支援、日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助などの支援を推進します。

主な施策内容

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|---|--------------|
| ★重点 成年後見制度の利用 促進 | 障害等で判断能力の十分でない人の権利や財産を守り、その生活を支援するために、成年後見制度の利用を促進します。 また、身寄りがないなどの理由で、成年後見審判の申立をすることができない人には、町長が本人に代わって審判の申立を行うなどの支援を行うとともに、成年後見制度が円滑に利用できるよう、後見などの開始の審判請求及び後見人などの報酬を助成する、成年後見制度利用支援事業を推進します。 | 住民福祉課 |
| 福祉サービス利用援 助事業(地域福祉権 利擁護事業)の推進 | 知的障害のある人や精神障害のある人など判断能力が十分でない人が、地域で生活するうえで必要な相談や、福祉サービスの利用援助、金銭管理援助などの事業の利用を推進します。 | 住民福祉課社会福祉協議会 |

(2) 差別の解消の推進

施策の方向

障害を原因とする差別など住民の偏見をなくし、当事者が生き生きとその地域で暮らしていけるよう、地域住民へさまざまな障害特性についての理解などを推進していくため、広報・啓発活動を引き続き行います。地域住民を巻き込んだイベント、交流会などを通じて障害当事者との交流の機会を提供し、相互理解を深めていきます。

主な施策内容

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|--|---|---------------------------|
| ★重点 「広報くみやま」 「くみやま社協だよ り」等の活用 | 「広報くみやま」「くみやま社協だより」などに障害への 理解を進めるための特集記事等を掲載し、普及・啓発を行 います。 | 総務課 住民福祉課 社会福祉協議会 |
| ホームページによる 情報提供の充実 | 町のホームページを活用して、障害者施策などに関する情報提供を行います。 | 住民福祉課 |
| 「障害者週間」を中心とした広報・啓発 | 「障害者週間」(12月3日~12月9日)の機会を利用して、啓発活動や障害に対する正しい理解と認識を深めるためのイベント活動などを展開します。 | 住民福祉課 |
| こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発 | ストレスの多い現代社会の中で増えている「うつ病」等の 心の病を解決できるよう、こころの健康づくりに関する知 識等の啓発に努めます。 | 住民福祉課 国保健康課 社会福祉協議会 |
| 障害者関係団体との 連携による啓発 | 活動を通じて交流を図り、支援の輪を広げることができるよう、障害者関係団体や民間の支援事業所等の活動の周知に努めます。 | 住民福祉課社会福祉協議会 |
| 障害者啓発活動事業 の実施 | 障害のある人に対する理解と認識を深めるための事業と して、障害のある人による講演会や障害に関連した映画の 上映を行います。 | 住民福祉課 |

(3)行政サービスなどにおける配慮

施策の方向

障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえで支障となる、物理的、制度的、観念的な一切のことがらである社会的障壁を除去、軽減する合理的配慮について、行政サービスについて取組を進めていきます。

主な施策内容

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|-----------|----------------------------|----------------|
| 行政サービスにおけ | 行政職員が求められる合理的配慮の考え方のもと、業務に | 火 公≥攵≡田 |
| る合理的配慮の追求 | 取り組めるよう、研修を実施します。 | 総務課 |

(4) バリアフリー化の推進

施策の方向

障害のある人だけのためでなく、誰にとってもより安全・快適に生活ができるように、公共交通機関や公共施設のバリアフリー化を進め、安心して暮らせる環境・整備を展開します。

また、高齢者や障害当事者が通院や通所をするだけでなく、社会参加を目的に気軽に外出ができるサービスや制度の拡充を図ります。

主な施策内容

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|-----------|-----------------------------|---------|
| | 建物・道路・公園等の全般にわたり、障害のある人に配慮 | |
| バリアフリー化の | した整備を進め、バリアフリー化を普及・促進します。 | ◇細竿 |
| 普及•促進 | また、公会堂等のバリアフリー化を促進するため、自治会 | 全課等 |
| | 公会堂等の改修・整備に合わせ、補助金を交付します。 | |
| ユニバーサルデザイ | ユニバーサルデザインの考え方や「京都府福祉のまちづく | |
| ンなどに配慮した公 | り条例」などに基づき、公共施設の建物の改良・整備、設 | 全課等 |
| 共施設の改良・整備 | 備等の整備・改善を図ります。 | |
| 民間施設の整備 | 「京都府福祉のまちづくり条例」などの基準に基づき、建 | 都市整備課 |
| | 物の改良・整備、設備等の整備・改善を要請していきます。 | はいい。 |
| ★重点 | 移動が困難な方の外出を支援するため、福祉有償運送事業 | |
| | の周知や利用の促進を図るとともにデマンド乗合タクシ | 住民福祉課 |
| 福祉有償運送等事業 | ー「のってこタクシー/のってこ優タクシー」の普及啓発 | 新市街地整備室 |
| 等の周知や利用の促 | に努めます。また、利便性の向上についても検討していき | 社会福祉協議会 |
| 進 | ます。 | |

(5)わかりやすい情報提供

施策の方向

障害のある人にもわかりやすい情報提供に努めます。的確でわかりやすい情報アクセシビリティを 心がけ、障害のある人の社会参加へつなげていきます。

主な施策内容

| 施 | 策 | 施策内容 | 担当課 |
|-------|--------------|----------------------------|-------------------|
| ★重点 | | 広報紙やホームページについて、文字の大きさやフォン | |
| 情報バリア | 7711-0 | ト、色彩などに配慮し、障害のある人にとって見やすく、 | 総務課 |
| 推進 | · J · J — 0J | わかりやすい情報提供に努めます。 | 住民福祉課 |
| 推進 | | 広報紙の点字版や音声CDを作成し、情報アクセシビリテ | 社会福祉協議会 |
| | | ィの充実に努めます。 | |
| 点字などに | よる情報 | 申請用紙の記入の際の説明文書の簡易化や各種申請書の | 分 見短地調 |
| 提供の充実 | Ę | 記入例の点字化等に努めます。 | 住民福祉課 |

(6)手話施策の推進

施策の方向

聞こえに不自由を感じる人たちが、安心して生活できる環境づくりを推進するため、あらゆる住民 が手話に触れる機会を増やし、手話に慣れ親しむことができる施策推進に努めます。

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|------------------------------|--|-------|
| 手話に対する理解の促進及び手話の普及 | 住民誰もが手話に触れ、手話を身近なものとして感じられることで、聞こえに不自由を感じる人たちに対する理解を深め、住民がともに助け合い、支え合う共生社会に向けて、手話の普及啓発を図ります。 | 住民福祉課 |
| 手話を使用しやすい環境の構築 | 聞こえに不自由を感じる人たちの日常生活等において、手話で意思疎通を図ることは安心につながるため、町内のあらゆる場所で、手話を使った意思疎通ができる環境づくりを進めます。 | 住民福祉課 |
| 手話による意思疎通 や情報を得る機会の 拡大 | 障害がある人にとって日常生活、社会生活を営むうえで障壁となるものに対し、必要かつ合理的な配慮が求められていることから、あらゆる住民の基本的人権を尊重し、手話による意思疎通に努めます。 | 住民福祉課 |
| 手話通訳者の確保及 び養成支援 | 手話通訳者の養成を継続的に取り組むとともに、手話通訳 者の派遣の充実を図ります。 | 住民福祉課 |

ミニ掲示板

◆手話教室◆

久御山町では、毎年、「入門課程」と「基礎課程」の2コースに分けて手話教室を開催しています。隔年で日中と夜間に開催する時間をずらして実施しています。

これから手話を始める人は「入門課程」、「入 門課程」を修了した人は「基礎課程」へステ ップアップしていくというものです。

この2コースのほか、会社や企業で働く人 向け、子ども向け、少し興味のある人向けに 短期講習会も企画しています。



「基礎課程」の講義より

(7)防災・防犯対策の推進

施策の方向

障害のある人の安全を確保するため、防災に対する意識を高めるとともに、緊急時に対応できるよう、要配慮者への支援や災害時の支援体制の充実を図ります。また防犯や交通安全に対する意識の向上や防犯ネットワークの構築等により、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|---------------------------------|
| ★重点 救援のためのネット ワークづくり | 多くの関係団体に生活安全まちづくり連絡会への参画を 進めるとともに、地域での自主防災組織の強化を図りま す。災害発生時に迅速な救助が行えるよう地域内の障害の ある人など要配慮者の把握に努め、安否確認等に活用する とともに、自力での避難が困難な人などへの救助体制の確 立を図ります。また、ネットワークの強化により、地域で の防災・防犯体制を確立するように努めます。 | 総務課 住民福祉課 消防本部 社会福祉協議会 |
| 防災・防犯知識の普 及・啓発 | 防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図り、地域の住民が協力し合い、みずからの命を守る取組を推進します。 住民主体の防災・防犯訓練や防災・防犯出前講座等を行い、 防犯、災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき 行動について理解を深めるための啓発を行います。 | 総務課消防本部 |

| ★重点 災害時などの情報伝 達システムの活用 | 災害時の情報伝達について、迅速かつ正確な防災情報を伝達するため、平成31年4月から同報系防災行政無線の運用を開始しました。また、聞こえにくい人に対しては登録型戸別受信システムへ登録してもらうことで、放送内容をメールや電話、ファクシミリでお知らせします。このほか、町ホームページや緊急速報メール、広報車、京都府防災・防犯情報メール、テレビ、FMうじ、自主防災組織の連絡網などがあり、あらゆる手段により情報伝達を行います。 | 総務課 住民福祉課 消防本部 |
|------------------------------|---|----------------------|
| ★重点 ファクシミリ等によ る緊急通報体制 | 聴覚・言語機能に障害ある人が、火災や救急などの緊急時に町消防本部へ通報する手段として、従来のファクシミリに加え、令和2年度に導入した、簡単なスマートフォン等のボタン操作で119番通報を行うことができるNet 119緊急通報システムの運用について、さらなる充実を図ります。 | 住民福祉課消防本部 |
| 災害発生時の対応マ ニュアルの作成及び 普及 | 要配慮者の避難場所の確保、災害弱者の安全の確保と支援体制の強化、福祉避難所の運営等、町の総合的な対策マニュアルを作成し、その内容の普及に努めます。 | 総務課 消防本部 |
| 避難行動要支援者名簿の作成 | 避難行動要支援者名簿について、引き続き自治会や民生委員を通じて登録を促進するとともに、関係機関や自治会、民生委員・児童委員などに名簿を配布し、情報共有を図り、 災害時のサポート体制の強化に努めます。 | 総務課 |
| ★重点 福祉避難所の拡充 | 町内の福祉事業所等に協力を求めながら、避難者に配慮した福祉避難所の確保と避難所運営に努めます。 | 住民福祉課 |

ミニ掲示板

◆久御山町の避難場所◆

本町では各地域の避難場所7箇所に加えて、福祉 避難所を3箇所指定しています。

<指定避難場所>

御牧小学校、佐山小学校、東角小学校、久御山中 学校、久御山高校、久御山町役場、京都競馬場

<福祉避難所>

楽生苑、ひしの里、八幡支援学校

◎緊急時には最寄りの避難場所へ避難してください。







※この写真は、体育 館等で避難所が 開設された時のイメージです。

(1)障害のある子どもへの支援体制の強化

施策の方向

障害のある子どもが、その地域で安心して専門的な療育や障害特性に応じた保育・教育が受けられる体制を構築します。発達段階における課題の早期発見や支援体制を強化し、きめ細かな指導・支援に努めます。

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|----------------|--|-----------------|
| 指導・相談体制の充 実 | 障害のある幼児・児童・生徒に対して、障害の特性や程度 に応じた就学への相談や支援を行うなど指導・相談体制の 充実に努めます。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 職員の資質向上 | 特別支援の理解を図るための研修を充実させ、教職員や保育教諭の専門性や資質の向上を図り、ノーマライゼーションの進展や障害のある児童のニーズ・特性に対応できるよう努めます。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 4歳児サポート事業の実施 | 毎年、幼稚園、保育所への巡回訪問を実施し、集団生活に おいて発達に課題がみられる子どもに対し、支援方法の検 討を行います。 また、専門的な支援が必要な場合は、療育教室等と連携し 適正就学につなげます。 | 子育て支援課 |
| 療育教室の充実 | 療育教室では、個々の発達段階における課題に対応した療育を提供します。 乳幼児健診や相談事業などにおいて、保健師などの判断 で、療育が必要な幼児に対して、療育教室を紹介します。 就学後も引き続き子どもへの支援を図る体制を検討します。 | 子育て支援課 |

(2)障害福祉サービスの充実

施策の方向

障害のある人が身近な地域でみずからが望む暮らしを続けることができるように、障害福祉サービスの充実を図る必要があります。サービス提供の強化・充実をサービス提供事業所や関係機関との連携により推進していきます。また必要な人にサービスが行き届くための相談支援体制の充実と制度の周知を図ります。

なお、サービス提供の担い手不足を解消するため、各関係機関と連携協働して検討を行います。

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|------------------------------|---|-------|
| ★重点 ホームヘルプサービ ス等の事業の充実 | 日常生活の安定や家族の負担軽減などの支援を行うホームへルプサービス等の充実を図るため、町内の関係事業所等と協力をしてホームヘルパー等の確保、資質の向上に努めます。 | 住民福祉課 |
| ★重点 移動支援事業の実施 | 外出や余暇活動など、社会参加のための外出時の移動の支援を行います。 | 住民福祉課 |
| 日中一時支援事業の 実施 | 宿泊を伴わない短時間において、一時的な日中活動の場を 提供し、見守りや、社会に適応するための訓練などの支援 を行います。 | 住民福祉課 |
| 居宅支援サービスの 充実 | 障害のある人の地域での生活を支援するため、グループホ ームなどの居宅支援サービスの充実を図ります。 | 住民福祉課 |
| 障害者施設等への入 所支援 | 障害者施設等への入所を希望する方に対し、ニーズにあっ た入所へつながるよう支援を行います。 | 住民福祉課 |
| 短期入所事業等の充実 | 介護している家族のリフレッシュなどのため、一時的に介護が必要となった場合に、短期間施設を利用できる短期入所事業等の充実を図ります。 | 住民福祉課 |
| 自立に向けた支援の 充実 | 地域での自立した日常生活や社会生活を支援するため、身体的又は社会的な自立訓練や、就労につながる支援を行います。 | 住民福祉課 |
| 医療費助成制度による支援 | 重度の障害がある人の健康の保持と福祉の増進を図るために、健康保険の自己負担額を助成します。 | 国保健康課 |
| 介護保険事業及び高 齢者保健福祉との連 携 | 障害のある高齢者へのサービス提供は、介護保険サービス と障害福祉サービスとの連携を図り、実施していますが、 今後も必要に応じて効果的な支援を行います。 | 住民福祉課 |

| 特別児童扶養手当の | 身体もしくは精神に中程度以上の障害のある20歳未満の | |
|-----------------|----------------------------|--------|
| 技術児里状長チョの 支給 | 児童・生徒を養育・介護している人に特別児童扶養手当を | 子育て支援課 |
| | 支給し経済的負担の軽減を図ります。 | |

(3)保健・医療の充実

施策の方向

母子保健や生活習慣病予防などにより、障害の早期発見・早期対応をはじめ、難病対策、精神保健 福祉の推進を図り、保健・医療の連携に努めながら、地域で安心して暮らせる支援体制の構築をめざ します。

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|-----------------|
| 乳幼児及び成人訪問 指導事業の実施 | 健康診査等で健康管理上、保健指導が必要な人を対象に、 保健師が訪問指導を行い、障害の発生予防と早期発見に努めます。 | 国保健康課 子育て支援課 |
| 幼児及び成人歯科健 診の実施 | 2か月に1回の集団での歯科健診と、成人歯科健診(個別)、後期高齢者歯科健診(個別)を継続して実施し、口腔衛生状態の維持・向上に努めます。 | 国保健康課 子育て支援課 |
| 妊婦健康診査の実施 | 妊婦健康診査に係る費用を助成することにより、妊婦の健康、安全な分娩と健康な子の出生を支援し、障害の発生予防に努めます。 | 子育て支援課 |
| 乳幼児健診及び成人 健(検)診の実施 | 乳幼児健診を実施し、障害の早期発見に努め、その後の発達面での指導の充実に努めます。また、成人健(検)診を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化の予防に努めます。 | 国保健康課 子育て支援課 |
| 乳幼児相談の実施 | 発育状態や疾病等について、保護者の育児上の悩みをいつ でも相談できる場として実施し、心身障害等の予防・早期 発見につなげていきます。 | 子育て支援課 |
| 難病対策の推進 | 難病患者などの療養生活を支援するため、福祉・保健・医療のサービスを効果的に提供できるよう、保健所と連携した支援体制の確立に努めます。 | 国保健康課住民福祉課 |

(4)相談支援の連携・強化

施策の方向

安心してその地域で暮らしていくために、相談機能の充実は不可欠です。相談窓口の強化や相談支援体制の充実を図り、また権利擁護施策の普及・推進を図ります。

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|-----------------|----------------------------|---------|
| | 障害のある人や家族が抱える問題について、生涯にわたる | |
| ★重点 | 一貫した相談支援を実施するため、総合相談窓口の設置を | 住民福祉課 |
| 相談窓口の充実 | 推進します。また、発達障害に関する相談窓口を設置する | 子育て支援課 |
| | とともに、「大人から子どもまで障害・発達障害に関する | 社会福祉協議会 |
| | 相談」の啓発及び相談支援体制の充実を図ります。 | |
| 地域自立支援協議会 | 地域の障害福祉に関する関係者の連携強化を図りながら、 | |
| の運営 | 支援体制システムの機能向上及び効果的な協議会運営を | 住民福祉課 |
| の建名 | めざします。 | |
| | 福祉・保健・医療の連携を強化することにより、スムーズ | |
| 福祉・保健・医療の | な支援・サービスの提供へつなげ、障害のある人の多様な | 住民福祉課 |
| ネットワークづくり | ニーズに対応できる体制を整備します。 | 子育て支援課 |
| | 相談や援助を行うために必要な知識及び技能を修得した | 国保健康課 |
| | 保健師の配置を検討します。 | |
| | 障害者総合支援法のサービス利用者、一人ひとりに個別の | |
| 計画相談支援事業の 実施 | 利用計画を立てながら、サービスの適切な提供と利用に努 | |
| | めます。 | 住民福祉課 |
| | また、利用計画を定期的に見直すことにより、利用者本人 | |
| | や家族とのコミュニケーションを図ります。 | |

(1)教育環境の充実

施策の方向

学校教育において、障害のある児童・生徒に対しては、それぞれの障害特性に応じた指導・助言を 行い、きめ細かなサポートを推進します。

障害理解のための体験学習や交流活動を通じて、障害に対する知識や理解の共有を図り、福祉教育の充実にも努めます。

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|----------------------|----------------------------|-------|
| | 障害の種類・特性を把握し、児童・生徒の学習状況に合わ | |
| 個別の指導計画の作 | せて、指導計画を立て、支援・指導を行います。また、普 | |
| 成 | 通学級に在籍する児童・生徒の中に発達段階、学習におい | 学校教育課 |
| 195 | ての課題があり、対応が必要な場合は、個別に指導計画を | |
| | 立て、当事者に配慮した支援を行います。 | |
| | 小・中学校に町独自の特別支援教育補助員を配置し、普通 | |
| 指導体制の強化 | 学級に在籍し支援を必要とする児童・生徒に対して個別の | 学校教育課 |
| 11号件型の3310 | 指導・支援を行います。また、各校に特別支援コーディネ | 子仪叙目珠 |
| | ーターを配置し指導体制の強化を図ります。 | |
| 学校と家庭の連携体 | 児童・生徒がより豊かな学校生活を送るために、学校と家 | |
| 制の強化 | 庭の連携を図り、指導方法や支援体制などの悩みを柔軟に | 学校教育課 |
| 向うりまし | 対処できるようにします。 | |
| 特別支援教育就学奨 | 特別支援学級に在籍する経済的に厳しい児童・生徒の保護 | |
| 一行が交換教育就子英 一励費の給付 | 者に対して、経済的負担を軽減するための支援を行いま | 学校教育課 |
| 加負の利益 | 형. | |
| | 放課後児童健全育成事業(仲よし学級)において、保護者 | |
| 放課後児童健全育成 事業の充実 | が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び | 社会教育課 |
| | 及び生活の場を設け集団生活の中で、心身の健全な育成を | 江云狄月味 |
| | 図ります。 | |

(2)スポーツ・文化活動・交流活動の促進

施策の方向

障害のある人が社会参加できる基盤づくりとして、福祉関係イベントや地域のお祭りなどのイベント、ボランティア活動への参加等、交流・ふれあい活動を進めていきます。

また、スポーツ・文化活動を通じての学習や交流により、障害のある人たちの居場所づくりや仲間 づくりにつながるよう努めます。

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|-------------------------------|--|----------------------------|
| スポーツ・レクリエ ーション活動の推進 | スポーツ・レクリエーション活動などを通じて交流・親睦の機会を提供するため、「子どものスポーツ機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動」などを今後も実施し、活動の推進に努めます。 | 社会教育課 |
| 文化・芸術活動の活性化への支援 | ゆうホールで行われる「文化創造事業」や各種サークル活動など住民の日ごろの学習活動の成果を発揮する場、住民の交流の場として町民文化祭等の文化芸術イベントなどを実施します。 | 社会教育課 |
| 幼少期からのボラン ティア活動の促進 | 園小中を通した福祉・ボランティア活動、福祉体験学習の カリキュラムや体験場所の提供など、幼少期からのボラン ティアへの参加や意識の醸成を図ります。 | 子育て支援課 学校教育課 社会福祉協議会 |
| ボランティアのネッ トワークづくり | ボランティア活動を活発にし、充実させるために、ボランティアグループ間の情報交換と連携・協働による、ボランティアネットワークづくりを促進します。 | 社会福祉協議会 |
| 「ハンディーズプラ ザ」の実施 | 障害のある人を対象に、お互いの交流と親睦を深めること を目的とし、「ハンディーズプラザ」を実施します。 | 社会福祉協議会 |
| ふれあい福祉まつり など障害者交流事業 の充実 | さまざまな人が集まり、楽しいひとときを過ごすことを目的として、ふれあい福祉まつりを実施します。今後も、福祉関係団体やボランティアグループなど参加者の拡大と 交流機会の充実を図ります。 | 住民福祉課社会福祉協議会 |

(3)雇用・就労などの促進

施策の方向

身近な地域で継続的に就労できる環境の整備を進め、障害のある人の一般就労に向けて事業者への啓発、情報交換による連携・共有を図り、質の高いサービス提供に努めるとともに、自立を促します。

| 施策 | 施策内容 | 担当課 |
|------------------------|--|---------------------|
| 就労相談・就労支援 の充実 | 地域若者サポートステーション京都南と連携し、地域の二 ート支援やひきこもり対策を実施し、その中でも障害のある人のニーズ把握とサポート体制の充実に努めます。 | 住民福祉課産業課 |
| ★重点 ハローワーク等との 連携 | ハローワークや京都障害者職業相談室など各関係機関と の連携を強化し、継続的な就労支援・就労定着支援に努め ます。 | 住民福祉課産業課 |
| ★重点 雇用・就労機会の拡 大 | 障害のある人の雇用・就労の促進に向け、商工会等を通じて企業、事業主に障害理解と雇用の場の創出に向けて働きかけ、雇用・就労機会の拡大に努めます。 障害のある人の円滑な就職や職場対応ができるよう、関係機関と連携しながら、国のジョブコーチや短期間試用雇用のトライアル雇用制度を周知し、就労支援に努めます。 町職員採用試験では一般枠とは別に障害者枠を設け、障害のある人への配慮と雇用の拡大を図ります。 | 総務課 住民福祉課 産業課 |
| 事業所間の連携の強 化 | 事業所間において、勉強会などの交流を通じて職員の質の 向上、サポート体制の充実を図ります。 | 住民福祉課 |

ミニ掲示板

◆久御山町の福祉事業所(就労系)◆

久御山町には、複数の福祉事業所(就労系)があります。 作業内容はいろいろありますが、主に企業等から発注のあった仕事をしています。 次の写真は各事業所で作業をしている様子です。

フォーライフ/フォーライフ shiki





お菓子を詰める箱をパーツごと に組み立てる作業をしています。

このほか、コーヒー豆の選別や 焙煎、ドリップコーヒーの製造な ども行っています。

就労継続支援事業A・B型 ライフワークサワキ





ペットボトルや空き缶の選別作業や木工製品の組み立て作業をしているところです。

雑貨の製作や畑で野菜の生産も しています。

ブルーステージ





病院や介護施設などで使っている衣類やタオル(洗濯後のもの)を たたむ作業やそれぞれの施設へ納品する準備を行っています。

和音くみやま作業所





マスクの袋詰め作業や商品など にラベルを貼る作業など企業の下 請け作業を中心に行っています。

また、畑での野菜づくりも行っています。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制の確立

(1) 庁内連携・関係機関との連携・協力

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、住民 福祉課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

(2)京都府・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、今後予定されている制度改正に的確に対応していくことも重要であり、国や京都府と連携しながら施策を展開します。

また、障害福祉サービスの提供や就労支援など、本町だけでなく近隣市町を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

第2節 地域連携の強化

(1)関係団体・住民との連携

障害のある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティアなどによる支援や協力が重要となります。そのため、これら団体による地域福祉活動の促進・支援に努めるとともに、障害者団体と行政との連携を強化し、住民と行政の協力体制を築きます。

資料編

1 久御山町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。 以下「法」という。)第89条の3第1項の規定により、地域の障害福祉に関する関係者の連携及 び相談支援事業をはじめとする障害者支援のシステムづくりに関する協議を行うため、久御山町 地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 相談支援事業の運営に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
 - (4) 障害者基本計画及び障害福祉計画に関すること。
 - (5) その他障害福祉について必要と認められること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 指定相談支援事業者
 - (2) 保健・医療・福祉・教育・雇用に関する機関の職員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期等)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に会長を置き、会長は、民生部長をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(部会の設置)

- 第7条 協議会に、特定の事項について調査及び研究を行うため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 必要に応じて、部会に部会長及び副部会長を置くことができる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 久御山町手話施策推進方針

あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例(平成30年久御山町条例第30号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定により、本町における手話施策を推進するための方針を次のように定めます。

第1 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策(条例第5条第1項第1 号)に関する方針

住民だれもが手話に触れ、手話を身近なものと感じることが大切です。手話を理解することで、ろう者をはじめとする聞こえに不自由を感じる人たちに対する理解が深まります。住民がともに助け合い、支え合う共生社会に向けて、手話の普及啓発を図ります。

第2 手話を使用しやすい環境の構築のための施策(条例第5条第1項第2号)に関する 方針

ろう者の日常生活や社会生活において、手話で意思疎通を図ることは安心につながります。町役場をはじめとして、町内のあらゆる場所で、いつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

第3 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策(条例第5条第1項第3 号)に関する方針

平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、 障害がある者にとって日常生活、社会生活を営む上で障壁となるものに対し、必要かつ合理的な配慮が求められています。あらゆる住民の基本的人権を尊重する ため、ろう者への手話による意思疎通に努めます。

第4 手話通訳者の確保及び養成支援に関する施策(条例第5条第1項第4号)に関する 方針

手話通訳者はろう者と聞こえる人の意思疎通を担うとともに、ろう者の生活も支援しています。手話通訳者の養成を継続的に取り組むとともに、手話通訳者の派遣などの充実を図ります。

第5 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項(条例第5条第1項第5号) に関する方針

この推進方針は、ろう者をはじめとする聞こえに不自由を感じる人たちの日常生活、社会生活に関わる方針です。部局横断して全庁をあげて取り組みます。各施策の推進に関し、手話施策推進会議で実施状況を検証し、必要に応じてこの推進方針を見直すこととします。

3 久御山町手話施策推進方針に基づき実施する取組

あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例(平成30年久御山町条例第30号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定により策定する推進方針に基づき実施する取組を次のように定めます。

- 第1 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策(条例第5条 第1項第1号)の推進に関する取組
 - (1) 手話の出前講座を実施して、職員が地域や事業所、学校などに出向いて説明します。
 - (2) 久御山町ろうあ協会や手話サークルなどと協力して、住民が手話に親しむことができるイベントを開催します。
 - (3) 手話や聴覚障害に関するパンフレットを発行します。
 - (4) 広報くみやまに手話などに関する記事を連載します。
- 第2 手話を使用しやすい環境の構築のための施策(条例第5条第1項第2号) の推進に関する取組
 - (1) 町内に勤務する人を対象とした手話講習を開催します。
 - (2) 窓口対応を行う町職員を中心に手話の庁内研修を実施します。
 - (3) 町内の店舗や事業所、医療機関などに耳マークの普及を進めます。
- 第3 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策(条例第5条 第1項第3号)の推進に関する取組
 - (1) 町が主催する住民参加行事に手話通訳や要約筆記を設置し、障害の有無に関わらず、行事に参加する機会を提供します。
 - (2) 聴覚障害児・者及び家族への相談・支援体制を充実します。
- 第4 手話通訳者の確保及び養成支援に関する施策(条例第5条第1項第4号) の推進に関する取組
 - (1) 手話通訳者の養成に向けて、久御山町ろうあ協会と連携して手話奉仕員養成講座を開催します。
 - (2) 町独自に手話通訳者登録・派遣制度の構築を検討します。
 - (3) 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と連携し、手話通訳者 の派遣業務を充実します。
 - (4) 手話通訳者の新型コロナウイルス感染防止対策を用意するとともに、補償保険に加入します。
- 第5 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項(条例第5条第1 項第5号)の推進に関する取組
 - (1) 本町のすべての部署では手話施策推進方針に基づき事務事業を行います。

(2) 新型コロナウイルスの感染対策として、ろう者とのコミュニケーションでは透明な飛沫防止具を使用し、必要に応じて筆談を交えるなど顔の見えない意思疎通に戸惑うことがないよう配慮に努めます。

4 用語説明一覧

【あ行】

◎育成医療

児童福祉法第4条第2項に規定する障害児(障害に係る医療を行わないときは将来 障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障害を除去、軽減する 手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を 得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

◎意思疎通

障害者権利条約第2条において、意思疎通とは「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)」と定義されている。これに関係して、障害者基本法第3条において「すべての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

◎一般就労

事業所(企業や官公庁)との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態をいう。

【か行】

〇共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人等が、 積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。それは、誰もが相互に人格と 個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

◎権利擁護

判断能力が不十分な方の立場に立って、虐待を防止し、福祉サービスの利用を援助し、 あるいは財産を管理するなど、総じて権利行使を擁護すること。

◎更生医療

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

◎合理的配慮

障害のある人が他の人との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、 又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さない もの(障害者権利条約第2条)。

【さ行】

◎サービス提供事業所

指定機関(都道府県・市町村)から指定を受け、障害福祉サービス事業を提供する 民間の事業所。

◎差別

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、 政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と の平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使するこ とを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あ らゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む(障害者権利条約第2条)。

◎肢体不自由

身体障害者福祉法施行規則別表第5号において、身体障害の内容を「視覚障害」、「聴覚又は平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害」「肢体不自由」「心臓、腎臓もしくは呼吸器又は膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能障害」と定義している。肢体不自由は、上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害をもつ人の総称。

◎障害者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁(障害がある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの(障害者基本法第2条)。

◎ジョブコーチ

障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図る者。

◎情報アクセシビリティ

情報利用におけるバリアフリー化に伴い、障害者をはじめ、あらゆる人がWebページなどの情報資源を不自由なく利用できる考え方。

◎自立支援医療制度

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する 公費負担医療制度です。

◎精神通院医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。

◎成年後見制度

判断能力が不十分か欠けている方について、契約の締結等を代わって行う代理人等本人を援助する人を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの方を保護し、支援する制度。

【た行】

◎特定疾患

厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象に指定された疾患。

◎特別支援コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者。

◎トライアル雇用

障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度。

【な行】

◎難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、 当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう (難病の患者に対する医療等に関する法律)。

◎ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

【は行】

◎発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性 障害その他、これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現 するものとして政令で定めるもの(発達障害者支援法第2条)。

◎バリアフリー

高齢者や障害のある人の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。又は物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障害のある人を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的又は情報活用等における障壁(バリア)を取り除く(フリー)こと。

◎避難行動要支援者名簿

災害対策基本法第49条の10の規定に基づき市町村長に作成が義務付けられている、 高齢者や障害者等の要配慮者のうち、みずから避難することが困難な者に、円滑かつ 迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者に関する事項を記載し、又は記録し ておくもの。

◎福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人などが、障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービス。

◎福祉避難所

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下、要配慮者)を滞在させることが想定される要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保ができている避難所。

【ま行】

◎民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する 人の中から適任と認められる人が、市町村・府の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする人への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、児童福祉法による児童委員も兼ねる。

【や行】

◎要配慮者

災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

◎要約筆記

難聴者、中途失聴者等に、会議、授業等の内容を、手話ではなく文字を筆記して意思疎通を図るもの。

【ら行】

◎ライフステージ

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

◎療育教室

個々の発達段階における課題に対応した将来の自立と社会参加をめざし支援する場。

久御山町第4次障害者基本計画 令和3年3月

発 行 久御山町 〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地

編 集 久御山町 民生部 住民福祉課

TEL: 075-631-9902 0774-45-3902

FAX: 075-632-5933